

別表第1

(平成26規則6・一部改正)

対象分野等	事業，機能又は施設
知識創造型産業	(1) システムLSI（多数の機能を一の基板上に集積した大規模集積回路をいう。以下同じ。）設計等の半導体に関する研究開発並びに情報通信技術，自動車及びロボットに関する研究開発を行う事業 (2) デジタルコンテンツ（電子化された文章，音楽，画像，映像その他の情報で構成されたものをいう。）及びデザインの制作を行う事業 (3) 各種機械の設計を行う事業 (4) コールセンター等（電話等の通信回線並びに顧客情報及び商品情報の記録及び管理を行う電子計算機等を用いて主に顧客からの問合せに対応する業務を行う事業及び情報処理サービス業をいう。以下同じ。） (5) ナノテクノロジー（物質を10億分の1メートルの単位で加工し，及び製作するための技術をいう。）を活用した研究開発を行う事業 (6) 前各号に掲げるもののほか知的資源を活用した研究開発を行う事業 (7) アイランドシティにおいて行う次に掲げる事業 ア 前各号に掲げる事業に係る技術を有する人材の育成を行う事業 イ 前各号に掲げる事業に係る先進的な技術又は機器の展示を行う事業
健康・医療・福祉関連産業	(1) 医療機器，福祉機器，医薬品，保健機能食品等の研究開発を行う事業 (2) アイランドシティにおいて行う次に掲げる事業 ア 医療機器，福祉機器，医薬品，保健機能食品等の製造を行う事業 イ 高度専門医療，リハビリテーション等の提供を行う事業 ウ 健康，医療及び福祉の各分野の連携による先進的な役務の提供又はその企画を行う事業 エ 前号又はアからウまでに掲げる事業に係る人材の育成を行う事業 オ 前号又はアからウまでに掲げる事業に係る先進的な技術又は機器の展示を行う事業
環境・エネルギー関連産業	(1) 太陽電池，水素エネルギー等のエネルギーに関する研究開発を行う事業 (2) リサイクル関連技術の研究開発を行う事業 (3) 土壌，水等の浄化に関する研究開発を行う事業 (4) バイオテクノロジー（生物システム，生物又はその派生物を利用する技術をいう。）を活用した研究開発を行う事業 (5) アイランドシティにおいて行う次に掲げる事業 ア 前各号に掲げる事業に係る技術を有する人材の育成を行う事業 イ 前各号に掲げる事業に係る先進的な技術又は機器の展示を行う事業
アジアビジネス	(1) 外資系企業が日本国内において初めて行う事業（小売に関する事業を除く。） (2) 条例別表第1に定める分野（アジアビジネスを除く。）に関する研究開発又は役務の提供を行う事業（小売に関する事業を除く。）
物流関連業	重点地域及び流通業務地区（流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第4条第1項の規定により定めた流通業務地区をいう。）において荷さばき，保管及び流通加工を行う事業

都市型工業	工業系地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域，工業地域及び工業専用地域をいう。）における都市型工業
本社機能等	全ての本社機能等
大規模集客施設	重点地域において設置する大規模集客施設

## 別表第2

(平成25年規則80・一部改正)

対象分野等	地域	要件	金額
知識創造型産業、健康・医療・福祉関連産業及び環境・エネルギー関連産業	重点地域	新たに土地及び建物又は建物を所有して行う新設等	30億円を限度として、土地取得額に0.3を乗じて得た額及び建物等取得額に0.1を乗じて得た額の合計額
	重点地域以外の地域	新たに土地及び建物を所有して行う新設（事務所等の延床面積（駐車場の用に供する部分を除く。以下同じ。）が200平方メートル（コールセンター等の用に供する場合にあっては、500平方メートル）を超える場合に限る。）	1億円を限度として、建物等取得額に0.05を乗じて得た額
		ももち地区（福岡市早良区百道浜一丁目から百道浜三丁目までの区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域の区域をいう。以下同じ。）において新たに土地及び建物を所有して行う新設又は移転（システムLSI設計等の半導体に関する研究開発を行う事業の用に供する場合に限る。）	
		新たに建物を所有して行う新設（事務所等の延床面積が200平方メートル（コールセンター等の用に供する場合にあっては、500平方メートル）を超える場合に限る。）	5,000万円を限度として、建物等取得額に0.025を乗じて得た額
ももち地区において新たに建物を所有して行う新設又は移転（システムLSI設計等の半導体に関する研究開発を行う事業の用に供する場合に限る。）			

アジアビジネス	重点地域	新たに土地及び建物又は建物を所有して行う新設等	30億円を限度として、土地取得額に0.3を乗じて得た額及び建物等取得額に0.1を乗じて得た額の合計額
	重点地域以外の地域	新たに土地及び建物を所有して行う新設	1億円を限度として、建物等取得額に0.05を乗じて得た額
		新たに建物を所有して行う新設	5,000万円を限度として、建物等取得額に0.025を乗じて得た額
物流関連業及び都市型工業	重点地域	新たに土地及び建物又は建物を所有して行う新設等（物流施設又は工場の延床面積（駐車場の用に供する部分を除く。以下同じ。）が1,000平方メートルを超える場合に限る。）	30億円を限度として、土地取得額に0.3を乗じて得た額及び建物等取得額に0.1を乗じて得た額の合計額
		新たに土地及び建物又は建物を所有して行う新設等（市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。以下同じ。）が行う場合に限る。）	
	重点地域以外の地域	新たに土地及び建物を所有して行う新設又は移転（物流施設又は工場の延床面積が2,000平方メートルを超える場合に限る。）	2億円を限度として、建物等取得額に0.025を乗じて得た額
		新たに建物を所有して行う新設又は移転（物流施設又は工場の延床面積が2,000平方メートルを超える場合に限る。）	1億円を限度として、建物等取得額に0.0125を乗じて得た額

本社機能等	重点地域	<p>新たに土地及び建物又は建物を所有して行う新設（事務所等の延床面積が 1,000 平方メートルを超える場合又は新設を実施した日から 1 年以内に事務所等における常用雇用者の数が 100 人を超える場合に限る。）</p>	<p>30 億円を限度として、土地取得額に 0.3 を乗じて得た額及び建物等取得額に 0.1 を乗じて得た額の合計額</p>
		<p>新たに土地及び建物又は建物を所有して行う移転（移転後の事務所等の延床面積が移転前の事務所等の延床面積から 1,000 平方メートルを超えて増加する場合又は移転を実施した日から 1 年以内に移転後の事務所等における常用雇用者の数が移転前の事務所等における常用雇用者の数から 100 人を超えて増加する場合に限る。）</p>	
		<p>新たに土地及び建物又は建物を所有して行う施設提供であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすもの</p> <p>(1) 新設を行う企業に対するものである場合 事務所等の延床面積が 1,000 平方メートルを超える施設提供又は新設を実施した日から 1 年以内に事務所等における常用雇用者の数が 100 人を超える施設提供</p> <p>(2) 移転を行う企業に対するものである場合 移転後の事務所等の延床面積が移転前の事務所等の延床面積から 1,000 平方メートルを超えて増加する施設提供又は移転を実施した日から 1 年以内に移転後の事務所等における常用雇用者の数が移転前の事務所等における</p>	

		常用雇用者の数から 100 人を超えて増加する施設提供	
重点地域以外の地域	新たに土地及び建物を所有して行う新設（事務所等の延床面積が 1,000 平方メートルを超える場合又は新設を実施した日から 1 年以内に事務所等における常用雇用者の数が 100 人を超える場合に限る。）		1 億円を限度として、建物等取得額に 0.05 を乗じて得た額（別表第 1 知識創造型産業の項から、アジアビジネスの項までに定める事業（以下「知識創造型産業等の事業」という。）に該当する場合にあっては、2 億円を限度として、建物等取得額に 0.1 を乗じて得た額）
	新たに土地及び建物を所有して行う移転（移転後の事務所等の延床面積が移転前の事務所等の延床面積から 1,000 平方メートルを超えて増加する場合又は移転を実施した日から 1 年以内に移転後の事務所等における常用雇用者の数が移転前の事務所等における常用雇用者の数から 100 人を超えて増加する場合に限る。）		
	新たに建物を所有して行う新設（事務所等の延床面積が 1,000 平方メートルを超える場合又は新設を実施した日から 1 年以内に事務所等における常用雇用者の数が 100 人を超える場合に限る。）		5,000 万円を限度として、建物等取得額に 0.025 を乗じて得た額（知識創造型産業等の事業に該当する場合にあっては、1 億円を限度として、建物等取得額に 0.05 を乗じて得た額）
	新たに建物を所有して行う移転（移転後の事務所等の延床面積が移転前の事務所等の延床面積から 1,000 平方メートルを超えて増加する場合又は移転を実施したの日から 1 年以内に移転後の事務所等における常用雇用者の数が移転前の事務所等における常用雇用者の数から 100 人を超えて増加する場合に限る。）		

大規模集客施設	重点地域	新たに土地及び建物又は建物を所有して行う新設等（大規模集客施設の延床面積（駐車場の用に供する部分を除く。以下同じ。）が3,000平方メートル（商業施設にあつては、5,000平方メートル）を超える場合に限る。）	30億円を限度として、土地取得額に0.3を乗じて得た額及び建物等取得額に0.1を乗じて得た額の合計額
---------	------	--	--

備考

- 1 土地及び建物を所有して行うとは、土地（アイランドシティ及び香椎パークポートにあつては、本市又は博多港開発株式会社から取得した土地に限る。）及び建物（土地及び建物の全てが立地交付金等交付済事業等（認定申請の日前に所有型企業立地に対する立地交付金その他本市の企業立地に係る交付金の交付を受けた新設等により開始された事業又は設置された機能若しくは施設をいう。以下同じ。）の用に供されていた場合を除く。）を所有して行うことをいう。
- 2 建物を所有して行うとは、建物（建物の全てが立地交付金等交付済事業等の用に供されていた場合を除く。）を所有して行うことをいう。
- 3 土地取得額とは、新設等の用に供する土地（立地交付金等交付済事業等の用に供されていた部分を除く。）の取得に要した額をいう。
- 4 建物等取得額とは、新設等の用に供する建物等（立地交付金等交付済事業等の用に供されていた部分を除く。）のうち、事業所の用に供する所得税法施行令第6条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる資産であつて市長が認めるものの取得に要した額（消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課税される消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課税される地方消費税をいう。以下同じ。）の額を含む。）をいう。
- 5 この表の金額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 6 この表の金額の規定にかかわらず、移転により立地交付金の交付を受けようとする者が認定申請の日前に当該移転に係る事業所に関し立地交付金その他本市の企業立地に係る交付金の交付を受けていたときの立地交付金の額は、この表の金額から以前に交付を受けていた額を差し引いた額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、この表の金額が以前に交付を受けていた額を超えないときは、立地交付金の額は零円とする。
- 7 この表に定めるもののほか、日本国内において事業所を有していない外資系企業が行う新設にあつては、300万円を限度として、市場調査等に係る委託料、通訳の雇用に要する経費、各種許認可の取得、登記等に要する経費（公租公課を除く。）、従業員の採用に要する経費その他市長が特に認める経費（新設を実施した日前2年以内に要した経費に限る。以下「新設に係る経費」という。）の額の合計額に0.5を乗じて得た額を当該新設に係る立地交付金の額に加えるものとする。

別表第3

(平成25規則80・一部改正)

対象分野等	地域	要件	金額	期間
知識創造型産業, 健康・医療・福祉関連産業及び環境・エネルギー関連産業	重点地域	新たに建物を賃借して行う新設又は移転	年間2,500万円を限度として, 年間算定額に3分の1を乗じて得た額	3年間
	重点地域以外の地域	新たに建物を賃借して行う新設(事務所等の延床面積が100平方メートル(コールセンター等の用に供する場合には, 500平方メートル)を超える場合に限る。) ももち地区において新たに建物を賃借して行う新設又は移転(システムL S I設計等の半導体に関する研究開発を行う事業の用に供する場合に限る。)	年間5,000万円を限度として, 年間算定額に3分の1を乗じて得た額	1年間
アジアビジネス	重点地域	新たに建物を賃借して行う新設又は移転	年間2,500万円を限度として, 年間算定額に3分の1を乗じて得た額	4年間
	重点地域以外の地域	新たに建物を賃借して行う新設	5,000万円を限度として, 年間算定額に3分の1を乗じて得た額	1年間
物流関連業及び都市型工業	重点地域	新たに建物を賃借して行う新設又は移転(物流施設又は工場の延床面積が1,000平方メートルを超える場合に限る。)	2億円を限度として, 年間算定額に4分の1を乗じて得た額	1年間
		新たに建物を賃借して行う新設又は移転(市内の中小企業者が行う場合に限る。)		
	重点地域以外の地域	新たに建物を賃借して行う新設又は移転(物流施設又は工場の延床面積が2,000平方メートルを超える場合に限る。)	1億5,000万円を限度として, 年間算定額に6分の1を乗じて得た額	1年間



本社機能等	重点地域	新たに建物を賃借して行う新設（事務所等の延床面積が1,000平方メートルを超える場合又は新設を実施した日から1年以内に事務所等における常用雇用者の数が100人を超える場合に限る。）	年間2,500万円を限度として、年間算定額に3分の1を乗じて得た額	3年間 （別表第1アジアビジネスの項に定める事業に該当する場合には、4年間）		
		新たに建物を賃借して行う移転（移転後の事務所等の延床面積が移転前の事務所等の延床面積から1,000平方メートルを超えて増加する場合又は移転を実施した日から1年以内に移転後の事務所等における常用雇用者の数が移転前の事務所等における常用雇用者の数から100人を超えて増加する場合に限る。）				
	重点地域以外の地域	新たに建物を賃借して行う新設（事務所等の延床面積が1,000平方メートルを超える場合又は新設を実施した日から1年以内に事務所等における常用雇用者の数が100人を超える場合に限る。）			5,000万円を限度として、年間算定額に3分の1を乗じて得た額（知識創造型産業等の事業に該当する場合には、7,500万円を限度として、年間算定額に3分の2を乗じて得た額）	1年間
		新たに建物を賃借して行う移転（移転後の事務所等の延床面積が移転前の事務所等の延床面積から1,000平方メートルを超えて増加する場合又は移転を実施した日から1年以内に移転後の事務所等における常用雇用者の数が移転前の事務所等における常用雇用者の数から100人を超えて増加する場合に限る。）				

大規模集客施設	重点地域	新たに建物を賃借して行う新設又は移転（大規模集客施設の延床面積が3,000平方メートル（商業施設にあつては、5,000平方メートル）を超える場合に限る。）	2億円を限度として、年間算定額に3分の1を乗じて得た額	1年間
---------	------	---	-----------------------------	-----

備考

- 1 年間算定額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
  - (1) 移転の日の属する月から1年間（以下「1年目」という。）に係る立地交付金の交付を受ける場合 1年目における賃借月額（賃借月額が異なる場合にあつては、そのうち最も高い賃借月額）に12を乗じて得た額
  - (2) 1年目が満了する月の翌月から1年間（以下「2年目」という。）に係る立地交付金の交付を受ける場合 2年目における賃借月額（賃借月額が異なる場合にあつては、そのうち最も高い賃借月額）に12を乗じて得た額
  - (3) 2年目が満了する月の翌月から1年間（以下「3年目」という。）に係る立地交付金の交付を受ける場合 3年目における賃借月額（賃借月額が異なる場合にあつては、そのうち最も高い賃借月額）に12を乗じて得た額
  - (4) 3年目が満了する月の翌月から1年間（以下「4年目」という。）に係る立地交付金の交付を受ける場合 4年目における賃借月額（賃借月額が異なる場合にあつては、そのうち最も高い賃借月額）に12を乗じて得た額
- 2 前項の「賃借月額」とは、新設又は移転に係る建物等であつて市長が認めるものの賃借料（事業所の用に供する部分の賃借料に限る。）の月額（消費税の額を含み共益費の額を除いた額とし、当該額を新設又は移転に係る建物の延床面積の数値（平方メートル単位とする。）で除して得た額が4,000円（物流施設及び工場の場合にあつては、1,000円）を超える場合は4,000円（物流施設及び工場の場合にあつては、1,000円）に当該延床面積の数値を乗じて得た額とする。）をいう。
- 3 この表の金額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 4 この表の金額の規定にかかわらず、移転により立地交付金の交付を受けようとする者が認定申請の日前に当該移転に係る事業所に関し立地交付金その他本市の企業立地に係る交付金の交付を受けていたときの立地交付金の額は、この表の金額から調整額を差し引いた額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、この表の金額が調整額を超えないときは、立地交付金の額は零円とする。
- 5 前項の「調整額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
  - (1) 1年目に係る立地交付金の交付を受ける場合 以前に交付を受けていた額
  - (2) 2年目に係る立地交付金の交付を受ける場合 以前に交付を受けていた額から1年目に係るこの表の金額を差し引いた額（以前に交付を受けていた額が1年目に係るこの表の金額を超えないときは、零円）
  - (3) 3年目に係る立地交付金を受ける場合 前号に定める額から2年目に係るこの表の金額を差し引いた額（前号に定める額が2年目に係るこの表の金額を超えないときは、零円）
  - (4) 4年目に係る立地交付金を受ける場合 前号に定める額から3年目に係るこの表の金額を差し引いた額（前号に定める額が3年目に係るこの表の金額を超えないときは、零円）

- 6 この表に定めるもののほか、日本国内において事業所を有していない外資系企業が行う新設にあつては、300万円を限度として、新設に係る経費の合計額に0.5を乗じて得た額を当該新設に係る立地交付金の額に加えるものとする。